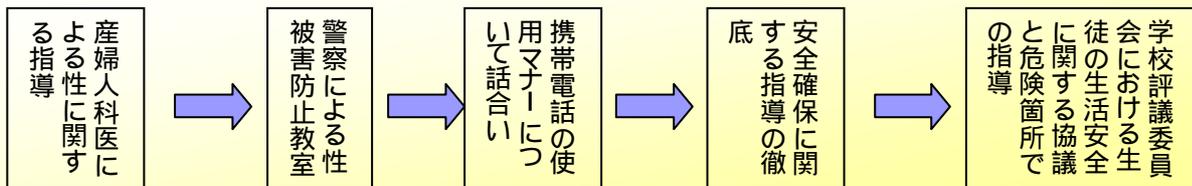


事例14「様々な活動を通じて性犯罪等にかかわる生徒の被害防止を図る取組」(高等学校)

取組のポイント

- ・警察官等の外部講師等を活用し、性犯罪の実態に学ぶことによって、性被害の未然防止を図る。
- ・警察官からの指導により、実技講習によって、危険からの防御姿勢を身に付ける。

活動の流れの概要



教育課程上の位置付け

性被害防止教室: 特別活動において4時間(全生徒に対して実施)。
(上記以外に、以下のものを教育課程外において行う学校管理下の活動)

- ・PTA生活委員会主催の「安全な生活を送るために」を実施。
- ・警察官による護身術等に関する実技指導及び講話の実施。

実技指導: 県警察本部教養課術科指導官

講話: 「性被害の実態と予防」(県警察本部捜査一課性犯罪捜査課係官)



実施までの経緯

- ・数年前、当該高校で合宿の実施中の生徒と登校中の生徒があいついで不審者に襲われるとともに、校内に薬品が散布される事件が発生。
- ・この事件以後、以前は開けたままであった校門を登校時以外は閉めるとともに、防犯カメラの増設、警察官や地域の方の協力による学校区内の巡回とともに、防犯に対する意識を高めるために、警察官による実技指導や性犯罪に関する講話を開催。
- ・また、生徒に生活や安全について考えさせるため、生徒会の生活委員会を中心としたLHRを企画してきた(生徒指導部が協力)。



事前の取組

- ・PTA生活委員会が、県警察本部と協力しながら、平成11年度から性犯罪防止教室を継続的に実施。
- ・生徒会の生活委員と教員(生徒指導部が中心)が連携して企画立案。
- ・携帯電話の利用やそのマナー等については、夏季休業前と休業後の年2回、LHRにおいて指導を継続してきている。
- ・産婦人科医等外部人材を活用して性に関する指導(「若者に広がる性感染症」に関しての保健講話)を実施。

(生徒の感想)

今まで「性感染症」といっても漠然としたことばかりで、それが及ぼす影響や症状を知る機会はなかったが、講話により、自分の将来に関する重要な問題だということを痛感した。自分には関係ないと思っていても、人間いつ、何が起こるかなんて分からない。自分の身体をよく知っておくことが予防につながる第一歩であり、自分の身体は自分で守る事が一番大切であると実感した。

性犯罪被害防止教室の開催

ねらいの達成に向けて、それぞれの活動を有機的に結びつけ、ストーリー性のある展開を考える

1 性被害防止教室開催

全校生徒を対象に体育館で県警本部性犯罪事件係長を講師に招き、性被害防止教室を開催

(生徒の感想)

講演をしてくださった警察官の方の話に思わず引き込まれた。中でも私が印象に残ったのは、小さい子どもや高齢者までもが性被害に遭っているということです。性被害に例外はなく、誰でも性被害に遭う可能性があるということを痛切に感じました。私も夜遅くに人気の無い道を一人で帰ることがよくあります。その時にはいつも「私は大丈夫」だと思ってきました。しかし、警察官の方の話聞き、「私だっていつ性被害に遭ってもおかしくなかったのだ」と危機感を覚えました。



2 変質者等に襲われた際の護身に関する実技指導及び講話

全校一斉で、県警本部教養課術科指導官により、変質者に襲われた場合に「ワンポイント護身術」を体験的に学習させ、咄嗟の時の対処ができるようなテクニックを教える。

それとともに、講話により、危険を自分に呼び込まないような言動や注意事項を教示する。

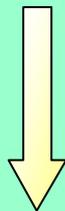
3 携帯電話に関するLHR

性犯罪の切っ掛けとして、携帯電話での安易な言動が背景にあることがあるため、携帯電話に関するモラルやマナーを向上させるよう、全校一斉学級活動で「携帯電話の使用マナー」についての話し合いを実施。携帯電話のマナー等を自分自身の問題として考える絶好の機会となった。

・指導案・資料は生徒会生活委員と教員が作成し、各クラス的生活委員が進行を担当

『指導の展開』

- ・携帯電話の所持・使用の必要性について議論させる
- ・携帯電話等に関わる迷惑行為の事例を出させる
- ・使用上の「留意すべきマナー」について話し合う
- ・学校内での遵守事項を確認
- ・担任によるまとめ
- ・携帯電話の使用マナーについて作文する



『事前の指導の展開』

・生徒指導部が月1回発行する、生徒全体に対するメッセージにより、安全確保に関する学習指導項目(交通安全、携帯電話のモラルやマナー、変質者等性犯罪被害防止等)を、学級担任が開設して指導する。

- ・職員による登下校中の安全指導を実施する。
- ・携帯電話の使用マナーについて作文する。



(生徒の感想)

・携帯はすごく便利で利点が沢山あるし、メールも楽しいけど、危険な要素を沢山もっているから、そこにうっかり足を踏み入れてしまわないよう気を付けるべきだと思った。公共の場で大きな声で話したりするのは迷惑だし、電磁波の悪影響を受ける人もいるので、自分だけの楽しさで終わらせてはいけなかった。

・他人のマナーの悪さは本当に気になる。同じような経験をしている人が多く、マナーの悪い人が多すぎることに悲しくなった。よく大人が「最近の高校生は…」と怒るが、割合が少し違うだけで大人にだってマナーの悪い人がいる。これは本当に各自で気づき直すしかない。自分もささいなことでもマナー違反をしたことがあるので、逆の立場に立った時のことを考え、自分の行動を見直さなければならなかった。マナーを守って、携帯電話を使う人お互いに気持ち良く使用したい。

携帯電話等の校内持込に関する遵守事項

- ・携帯電話を校内に持ち込む場合は、必ず届出をする
- ・授業中や校内での教育活動中は電源を切る
- ・公的な場での使用を控える
- ・使用に当たっては、周囲に気を配り、マナーを守る
- ・歩行中、自転車運転中は使用しない

なお、上記遵守事項に従わず、著しくマナーを損なうような行為等が認められた場合には、携帯電話機を預かり、保護者に來校してもらい指導の上返却する

事後の取組

(学校等の事後の取組み)

[学校の取組]

- ・生徒指導部が、「おはようメッセージ」(生徒指導部により毎月1回発行)という安全確保に関する学習指導項目(交通・携帯電話・変質者等)を発行し、学級担任がそれをもとに解説して指導の徹底を図る
- ・職員による登下校時の安全指導
- ・被害経験のある生徒による体験発表(生徒の自発的行動)など

[学校関係者による取組]

- ・スクールカウンセラーによるケース検討及び被害生徒への精神的ケア相談等の実施
- ・学校医による学校保健委員会での取組み

[外部人材による取組]

- ・産婦人科医による性被害、性感染症、性について等の講話(1年生対象に年1回、2年生対象に年1回)



(家庭・地域との連携状況)

- ・PTA生活委員会による保護者への行事参加呼びかけと、事後の行事内容のまとめを文章化して全保護者に配布。また、ビデオテープに記録して学校・保護者で活用する。
- ・学校評議委員会における生徒の生活安全に関する協議と、危険箇所での指導の協力。
- ・学校通信を月1回発行して、保護者に生徒の生活実態の報告と指導協力を依頼している。



本プログラムの活用により期待される成果と活用上の留意点

(成果)

- ・各生徒が誰でもどこでも被害に遭ってもおかしくない状況を知り、自分の問題として安全確保について積極的に取り組もうとする姿勢が見られるようになった。
- ・変質者に襲われた場合の護身術を体験的に学習することにより、とっさの行動がとれるようになった。
- ・危険を自分に呼び込まないよう、普段の言動などに気をつけるようになった。
- ・友人の体験発表を聞くことによって、個人はもとより仲間同士で犯罪予防に取り組もうとする意識ができるようになった。



(実施上の注意点や課題)

- ・安全な生活を営む上での継続的な防犯意識を育てるとともに、現在までの取組を総括して、さらに工夫させた犯罪防止方策の検討が必要である。
- ・外部講師として、女性の視点から事例等をとらえて分析できる女性警察官も必要である。
- ・講師が経験豊富で実績があり、最前線で活躍していることや、話術に優れ、聞くものを引き付ける力があることが必要である。
- ・講義形式だけでなく、生徒が参加し体験的に学習できる形式にし、そのため犯罪防止教室の指導は実技指導者との組合せとする。